

新型コロナウイルス感染症に係る市公共施設等の扱いについて【3月22日から4月30日まで】

(注) 3月22日から4月30日までの市公共施設等の扱いについては、下記のとおりとしますが、**今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じ、扱いを変更する場合があります**ので、詳しくは下記の間合わせ先までご連絡ください。
また、市民の皆様には、感染防止対策（3密の回避、マスク着用、手洗い、こまめな換気等）の徹底をお願いします。

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	間合わせ先	電話番号
総務部	市役所 庁舎 会議室の 一般利用	<p>○会議室の利用時間については、通常どおり午後10時までとします。</p> <p>○密集、密接を防ぐため、定員数を制限の上、会議室の利用を開始しています。(ただし、会議室105・106・701・702・1002・1003は業務使用により当分の間使用不可) 詳細につきましては、別紙一覧表及び注意事項をご覧ください。</p> <p>(新型コロナウイルスの感染拡大状況等によっては、市の判断により、本許可を取り消すことがあります。)</p> <p>(市役所の業務は通常どおり実施しています。)</p>	<p>「新しい生活様式」の実践をお願いします</p> <p>①「3つの密」を避ける(密接・密集・密閉)</p> <p>②間隔はできるだけ2m(人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける)</p> <p>③マスクの着用(症状がなくても着用)</p> <p>④手洗いの徹底(帰宅時、手洗い(石鹸で30秒程度)、顔洗い)</p> <p>⑤新しい働き方(在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤)</p> <p>⑥「大阪コロナ追跡システム」(感染者発生に備えたシステムの登録・利用)</p> <p>感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします</p> <p>(大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より)</p>	<p>○密集、密接対策のため、制限人数を超える人数でのご利用は遠慮いただきます。</p> <p>○利用時に利用者名簿の提出を求めます。(利用定員の確認及び感染者発生時の連絡にのみ使用)</p> <p>○使用した机や備品等は、利用者にも消毒等を実施していただきます。(消毒液を利用者に貸出し)</p> <p>○不特定多数が来場するイベントの利用は当面認めません。(密集解消ができないため)</p> <p>○消毒液を各会議室に設置</p>	総務課	06-6992-1432
市民生活部	すべての コミュニティ センター	<p>○開館</p> <p>○会議室等の利用時間については、通常どおり午後10時までとします。</p> <p>○会議室等のうち南部エリアコミュニティセンター4階の第1会議室については、ワクチン接種の実施等に伴い、当分の間、利用を停止させていただきます。(この場合における既納の利用料は還付します。)</p> <p>※ただし、すべての会議室等を対象に市の使用を優先すべき事象(ワクチン接種など)が生じた場合は、予約を取り消させていただくことがあります。</p> <p>(この場合における既納の利用料は還付します。)</p> <p>○各センター内で、大勢の人数が滞留しないための措置を講じ、室内では近距離の会話を避け、マスク着用、手指消毒、検温、密の回避、換気等の十分な対策を講じて利用可とします。</p> <p>○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム(施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール)」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。</p>	<p>③マスクの着用(症状がなくても着用)</p> <p>④手洗いの徹底(帰宅時、手洗い(石鹸で30秒程度)、顔洗い)</p> <p>⑤新しい働き方(在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤)</p> <p>⑥「大阪コロナ追跡システム」(感染者発生に備えたシステムの登録・利用)</p> <p>感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします</p> <p>(大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より)</p>	<p>○入口で非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。</p> <p>○窓口等において、アクリルボード、フローアーマーカーを設置しています。</p> <p>○施設の状況により利用条件の違いがあります。都度ご利用希望のコミュニティーセンターにお問い合わせください。</p> <p>○可能な範囲での滞在時間の短縮をお願いします。</p>	<p>東部エリア コミュニティセンター</p> <p>庭窪 コミュニティセンター</p> <p>中部エリア コミュニティセンター</p> <p>八雲東 コミュニティセンター</p> <p>北部 コミュニティセンター</p> <p>南部 エリアコミュニティセンター</p> <p>西部 コミュニティセンター</p> <p>錦 コミュニティセンター</p>	<p>06-6902-5500</p> <p>06-6902-0580</p> <p>06-6991-0318</p> <p>06-6906-6300</p> <p>06-6906-5400</p> <p>06-6997-4120</p> <p>06-6993-1341</p> <p>06-6991-1548</p>

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号
市民生活部	守口文化センター	<p>○開館</p> <p>※ただし、すべての会議室等を対象に市の使用を優先すべき事象（ワクチン接種など）が生じた場合は、予約を取り消させていただくことがあります。（この場合における既納の利用料は還付します。）</p> <p>○使用内容により制限をかける場合があります。</p> <p>○利用後の消毒作業にご協力をお願いします。</p> <p>○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム（施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール）」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。</p> <p>○自主事業を実施する場合については、適切な感染防止策を講じた上で行います。</p>	<p>「新しい生活様式」の実践をお願いします</p> <p>①「3つの密」を避ける（密接・密集・密閉）</p> <p>②間隔はできるだけ2m（人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける）</p> <p>③マスクの着用（症状がなくても着用）</p> <p>④手洗いの徹底（帰宅時、手洗い（石鹸で30秒程度）、顔洗い）</p> <p>⑤新しい働き方（在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤）</p> <p>⑥「大阪コロナ追跡システム」（感染者発生に備えたシステムの登録・利用）</p> <p>感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします</p> <p>（大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より）</p>	<p>○非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。</p>	守口文化センター	06-6992-1276
市民生活部	守口市民体育館	<p>○開館</p> <p>○体育室等のうち大体育室及び会議室については、ワクチン接種の実施等に伴い、当分の間、利用を停止させていただきます。また、小体育室についても、ワクチン接種の実施等に伴い、3月28日から当分の間、利用を停止させていただきます。（この場合における既納の利用料は還付します。）</p> <p>※ただし、すべての体育室等を対象に市の使用を優先すべき事象（ワクチン接種など）が生じた場合は、予約を取り消させていただくことがあります。（この場合における既納の利用料は還付します。）</p> <p>○使用内容により制限をかける場合があります。</p> <p>○利用後の消毒作業にご協力をお願いします。</p> <p>○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム（施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール）」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。</p> <p>○自主事業を実施する場合については、適切な感染防止策を講じた上で行います。</p>	<p>③マスクの着用（症状がなくても着用）</p> <p>④手洗いの徹底（帰宅時、手洗い（石鹸で30秒程度）、顔洗い）</p> <p>⑤新しい働き方（在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤）</p> <p>⑥「大阪コロナ追跡システム」（感染者発生に備えたシステムの登録・利用）</p> <p>感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします</p> <p>（大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より）</p>	<p>○非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。</p>	守口市民体育館	06-6992-8201
市民生活部	もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	<p>開館</p>	<p>（大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より）</p>		もりぐち歴史館「旧中西家住宅」	06-6903-3601

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号
市民生活部	市立図書館	○開館 ○会議室等のうち3階の会議室2並びに4階の円形ホール及び多目的ホールについては、ワクチン接種の実施等に伴い、当分の間、利用を停止させていただきます。(この場合における既納の利用料は還付します。) ※ただし、すべての会議室等を対象に市の使用を優先すべき事象(ワクチン接種など)が生じた場合は、予約を取り消させていただくことがあります。 (この場合における既納の利用料は還付します。) ○使用内容により制限をかける場合があります。 ○利用後の消毒作業にご協力をお願いします。 ○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム(施設利用者等を把握し、感染の発生状況を一斉メール)」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。 ○自主事業を実施する場合については、適切な感染防止策を講じた上で行います。	「新しい生活様式」の実践をお願いします ①「3つの密」を避ける(密接・密集・密閉) ②間隔はできるだけ2m(人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける)	○非接触型体温計による検温を実施させていただきます。また、手指消毒の上、入館してください。	①守口市立図書館 ②生涯学習フロア	①06-6905-3921 ②06-6115-5475
市民生活部	テレワーク オフィス (大宮)	開所	③マスクの着用(症状がなくても着用) ④手洗いの徹底(帰宅時、手洗い(石鹸で30秒程度)、顔洗い)	・席の間隔を空けます。 ・換気の徹底 ・消毒液の設置 ・発熱がある場合は利用許可しません。	地域振興課	06-6992-1490
市民生活部	大日 サービス コーナー	通常どおり業務を実施	⑤新しい働き方(在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤)	・座席の間隔を空けます。 ・出入り口の換気の徹底	総合窓口課	06-6992-1525
健康福祉部	いきいき ネット 相談支援 センター (藤田町4-20-1)	実施	⑥「大阪コロナ追跡システム」(感染者発生に備えたシステムの登録・利用) 感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします	①スタッフのマスク着用 ②手指消毒 ③窓口での飛沫防止対策	守口市 社会福祉協議会	06-6992-2715
健康福祉部	市立 わかたけ園	開園	(大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より)	○入り口で非接触型体温計による検温を実施させていただきます。 ○手指消毒の設置	市立わかたけ園	06-6997-4748
健康福祉部	障がい者 高齢者 交流会館	開館 利用時間については、通常どおり午後10時までとします。		○入り口で非接触型体温計による検温を実施させていただきます。 ○ご利用の際は、万が一感染が発生した場合に備え、「大阪コロナ追跡システム」のQRコードへの入力又は施設利用者等の名簿への記入にご協力をお願いします。 ○利用人数は、定員の半数以下に制限します。 ○手指消毒の設置	守口市 社会福祉協議会	06-6992-2715

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号	
健康福祉部	すべてのさんあい広場	実施 ※ただし、カラオケ事業については、当面休止	「新しい生活様式」の実践をお願いします ①「3つの密」を避ける（密接・密集・密閉） ②間隔はできるだけ2m（人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける） ③マスクの着用（症状がなくても着用） ④手洗いの徹底（帰宅時、手洗い（石鹸で30秒程度）、顔洗い） ⑤新しい働き方（在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤） ⑥「大阪コロナ追跡システム」（感染者発生に備えたシステムの登録・利用） 感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします （大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より）	喫茶事業については以下を徹底し実施 ①体温の測定 ②定期的な換気 ③アクリル板などの設置 ④マスク会食の徹底 ⑤消毒の徹底 ⑥同一テーブル4人以内の徹底	高齢介護課	06-6992-1610	
健康福祉部	生きがい支援室	開室				高齢介護課	06-6992-1610
健康福祉部	休日夜間応急診療所（内科・小児科・歯科）	実施			三密防止に努め、従事者については、防護服、フェイスシールド及び手指消毒の徹底を行い、実施します。	内科小児科 休日応急診療所 歯科 休日応急診療所	06-6998-9970 06-6998-9945
健康福祉部	障がい者歯科診療所	実施			○予約時に密にならないよう人数の調整をします。	守口市歯科医師会 事務局	06-6995-2888
こども部	もりランド	1月24日から3月31日まで休室（※子育てに関する相談等につきましては、電話等で対応させていただきます。）し、4月1日から開室します。			○開室時は、人数制限、手指消毒の徹底等を行い、定期的な換気及びおもちゃの消毒を実施します。	子育て世代 包括支援センター	06-6995-7833
こども部	児童センター	1月24日から3月31日まで休館（※子育てに関する相談等につきましては、電話等で対応させていただきます。）し、4月1日から開館します。			○開館時は、人数制限、手指消毒の徹底等を行い、定期的な換気及びおもちゃの消毒を実施します。	児童センター	06-6902-1006
こども部	市立認定こども園	開園				にじいろ認定こども園 外島認定こども園 あおぞら認定こども園	06-6909-1122 06-6997-0484 06-6992-1674
こども部	私立認定こども園等	市立認定こども園と同様の対応を要請				-	-
こども部	わかくさ・わかすぎ園	開園			●使用後の遊具等の消毒 ●利用者に対してマスク着用依頼 ●毎朝、体温測定 ●各部屋の窓（上部）を開け換気	わかくさ・わかすぎ園	06-6996-0050

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号
こども部	もりぐち 児童クラブ	【登録児童室】 原則、利用停止（4月8日から当分の間）	<p>「新しい生活様式」の実践をお願いします</p> <p>①「3つの密」を避ける（密接・密集・密閉）</p> <p>②間隔はできるだけ2m（人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける）</p> <p>③マスクの着用（症状がなくても着用）</p> <p>④手洗いの徹底（帰宅時、手洗い（石鹸で30秒程度）、顔洗い）</p> <p>⑤新しい働き方（在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤）</p> <p>⑥「大阪コロナ追跡システム」（感染者発生に備えたシステムの登録・利用）</p> <p>感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします</p> <p>（大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より）</p>		子育て支援政策課	06-6992-1647
		【入会児童室】 開室 ただし、可能な限り利用の自粛を要請		<p>●ひとり遊びの推奨、図書の推奨、外遊びの推奨</p> <p>●おやつ提供の一時停止（当面の間）</p>	子育て支援政策課	06-6992-1647
都市整備部	大枝公園 開園	<p>手指消毒液設置、人と人との距離や3密回避の注意喚起、マスクの着用及び体調不良の方の入場制限の呼びかけ、受付カウンターへのビニールカーテンの設置、更衣室（ロッカーの使用は6分の1に制限）での人数制限、定期的な換気等を実施</p>		大枝公園 パークセンター	06-6991-8200	
都市整備部	グラウンド ゴルフ等の 公園使用許可	使用可			道路公園課	06-6992-1702
都市整備部	市営住宅 集会所	開所			こまめな換気や密集を防ぐような配席の工夫など注意喚起を行います。	住宅まちづくり課
環境下水道部	路上喫煙禁止区域（守口市駅前・大日駅前）における指定喫煙所	開所			環境対策課	06-6992-1511

部	項目名	対応	感染予防対策 (市共通基本的事項)	感染予防対策 (施設独自事項)	問い合わせ先	電話番号
教育委員会	市立学校の教育活動等について	<p>・すべての守口市立学校において、手洗いや咳エチケット、距離の確保や換気励行、対人接触や密となるような感染リスクの高い活動の制限等の感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を実施します。</p> <p>なお、学校が一定期間の臨時休業となる場合や感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用した学習支援を行います。</p> <p>・修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動は、感染防止対策を徹底したうえで実施します。</p> <p>・部活動は、感染防止対策を徹底したうえで実施します。</p>	<p>「新しい生活様式」の実践をお願いします</p> <p>①「3つの密」を避ける（密接・密集・密閉）</p> <p>②間隔はできるだけ2m（人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける）</p> <p>③マスクの着用（症状がなくても着用）</p> <p>④手洗いの徹底（帰宅時、手洗い（石鹸で30秒程度）、顔洗い）</p> <p>⑤新しい働き方（在宅勤務・ローテーション勤務・時差通勤）</p> <p>⑥「大阪コロナ追跡システム」（感染者発生に備えたシステムの登録・利用）</p> <p>感染拡大防止のため府民の皆さまの協力をお願いします</p> <p>（大阪府「新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、府民の皆さまにお願いしたいこと」より）</p>	<p>【登校時において】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室等のドア・窓の開放 ・「けんこうかんさつカード」の活用 ・十分な手洗いの徹底 等 <p>【授業等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒・教職員のマスクの着用 ・教職員と児童生徒との近距離での会話や発声等への留意 ・最前列の机との距離を極力空けるなどの工夫 ・児童生徒同士が接触する活動については、ルールを工夫して実施するなど接触が少なくなるように留意 ・向かい合っただけの話し合い活動や、用具や物品の共用を避けることなどに留意 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の1日1回以上の消毒・清掃 ・外から教室へ入る時、給食の前後、トイレの後等における十分な手洗いの徹底 	学校教育課	06-6995-3151
教育委員会	学校施設等の目的外使用	使用可		<ul style="list-style-type: none"> ・施設の使用前後は、手洗い・うがいを行ってください。 ・使用した共用部分や備品は、使用者が消毒等を実施していただきます。（消毒液等は使用者が用意） 	学校管理課	06-6995-3161